

資料提供

平成23年4月18日

課名	財産管理課	学事課	地域福祉課	商工労働総務課	住宅課	教育委員会施設課
担当者	村上	柳瀬	岡本	玉岡	青木	坂光
電話	082-513-2302	082-513-2752	082-513-3144	082-513-3380	082-513-4171	082-513-4944
(内線)	2302	2752	3144	3380	4170	4944

東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援の延長等について

1 趣旨

3月11日に発生した東日本大震災等の被災者等からの県営住宅・県公舎等への入居に係る相談・入居戸数の状況や被災地の避難状況等を勘案し、東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援の受付期間の延長等をする。

2 延長等の内容

	現行	変更後
受付期間	平成23年4月22日(金)まで	平成23年5月31日(火)まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝祭日も対応)	平日午前8時30分から午後5時15分まで ※4月23日(土)から、土日祝祭日は対応しない。

3 相談・入居戸数等の状況 (H23.3.22~H23.4.17)

	相談件数	受入戸数	入居戸数(入居者数)	提供可能戸数(H23.4.17現在)
県営住宅	32	125	20(53)	105
県公舎等	1	86	1(3)	85
計	33	211	21(56)	190

4 住生活支援の内容

(1) 県営住宅等の提供

提供する県営住宅等(H23.4.17現在の提供可能戸数)

所在	県営住宅	県公舎等	計	所在	県営住宅	県公舎等	計	所在	県営住宅	県公舎等	計
広島市	37	29	66	竹原市	1	-	1	府中市	1	-	1
熊野町	14	-	14	東広島市	1	11	12	三次市	4	7	11
呉市	5	12	17	三原市	6	19	25				
大竹市	1	-	1	尾道市	6	-	6				
廿日市市	21	-	21	福山市	8	7	15	計	105	85	190

(2) 提供条件等

- ア 入居資格 東日本大震災等の被災者、原子力事故に伴う避難者
- イ 入居期間 1年間
(県営住宅：1年間経過後は、県営住宅入居資格者については正式入居へ移行可能)
(県公舎等：1年間経過後は、被災者の状況に応じて1年間の延長可、最長2年間)
- ウ 使用料 1年間無償(自治会費等は入居者負担)
- エ 申請書類 使用許可申請書、誓約書
罹災証明書(被災者)又は住民票の写し(避難者)【後日提出可】
- オ 提供設備 風呂釜・ボイラー、照明器具、ガスコンロ
- カ 生活用品 衛生用品、台所用品、寝具用品等を提供
- キ メンタルヘルスケア相談 入居決定時には、健康福祉局を通じて市町の保健・福祉担当部署へ被災者等の情報提供を行うとともに、疾病や服薬等の状況把握や必要な対応を要請し、「メンタルヘルスケア相談」などの必要な支援を行う。
- ク その他 入居者に各方面から寄せられている支援情報を提供

(3) 問合せ先等

- ア 問い合わせ先 広島県都市局住宅課 電話 082-513-4171
(※ 住宅課で申込みの整理を行い、申請書類は県営住宅課、指定管理者又は各施設の管理者へ提出)
- イ 受付期間 平成23年5月31日(火)まで
- ウ 受付時間 平日8:30~17:15 (※4月23日(土)から、土日祝祭日は対応しない。)

(4) その他

- ア 平成23年5月31日以降の県営住宅・県公舎等の提供・受入体制については、申し込み状況や被災地の避難状況をみて5月27日までに決定する。
- イ 広島県が被災者に対して県営住宅を提供することについては、県ホームページ等により広く公表する。